

母子家庭の自立支援策の推進

母子家庭の現状

- 離婚件数、離婚率ともに平成14年に過去最高を記録
(離婚件数: 約29万件、離婚率: 2.30(人口1,000人当たり))
- 母子世帯数(平成10年) 約95万世帯
離婚の増加に伴い、年々増加の傾向
- 母子世帯の約8割は就労しているが、パート等が約4割を占めており、平均年収は一般世帯の3分の1程度(母子世帯: 229万円、一般世帯: 658万円)
- 養育費について取り決めをしてい割合: 離婚母子世帯の約35%



自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家庭等対策の推進



子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の拡充
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- 母子家庭の能力開発のための給付金の支給
- 母子家庭の母の公共的施設における雇い入れの促進

養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 各種相談制度の拡充
- 養育費の額の目安となる算定表を含む「養育費の手引」の作成
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の拡充
- 児童扶養手当の支給

母子自立支援員の設置 相談に応じ自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施（都道府県、市等）

子育てと生活支援

- ① 子育て短期支援事業（児童を福祉施設で一時的に預かる事業）
- ② 母子家庭等日常生活支援事業（母子家庭の母等が疾病や講習会の受講等の場合に必要な家事援助または保育サービスを提供）
- ③ ひとり親家庭生活支援事業（土日・夜間TEL相談、児童訪問援助（ホームフレンド）、情報交換をする場の提供等）
- ④ 母子生活支援施設の充実（母子を一体として、自立支援のための生活指導等を実施）
 - ・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置
 - ・母子生活支援施設の保育機能の活用
- ⑤ 住宅対策（公営住宅の母子世帯向け特別配慮）
- ⑥ 保育所の優先入所（母子家庭及び父子家庭への特別の配慮）

就業支援

- ① 母子家庭等就業・自立支援センター事業（職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供）
- ② 特定事業推進モデル事業（就業機会の創出のための先駆的なモデル事業の実施）
- ③ 母子家庭自立支援給付金
 - ・自立支援教育訓練給付（教育訓練の受講料の4割を支給(上限20万円)）
 - ・高等技能訓練促進費（修業期間中の生活費について一定期間経済的支援。月額10万3千円、修業期間の最後の1/3の期間(12月を限度)）
 - ・常用雇用転換奨励金（新規にパート等として雇用し、常用雇用労働者に転換した事業主に対する奨励金(30万円)の支給）
- ④ 公共的施設における雇入の促進等
- ⑤ ハローワークにおける寡婦等職業相談員の設置
- ⑥ 就職援護措置
 - ・職業紹介、公共職業訓練等の実施
 - ・特定求職者雇用開発助成金の支給（賃金1/4(中小企業1/3)）
 - ・試行雇用を通じた早期就職の促進

養育費の確保

- ① 法律専門家等による専門相談の実施（実施主体：都道府県、政令市、中核市（母子寡婦福祉団体等へ委託可））
- ② 養育費額の目安を含む養育費の手引きの作成（取得手続きも含む養育費についての全般的な内容）

経済的支援

- ① 母子寡婦福祉資金の貸付(修学資金、生活資金、特例児童扶養資金、事業開始資金など)
- ② 児童扶養手当の支給

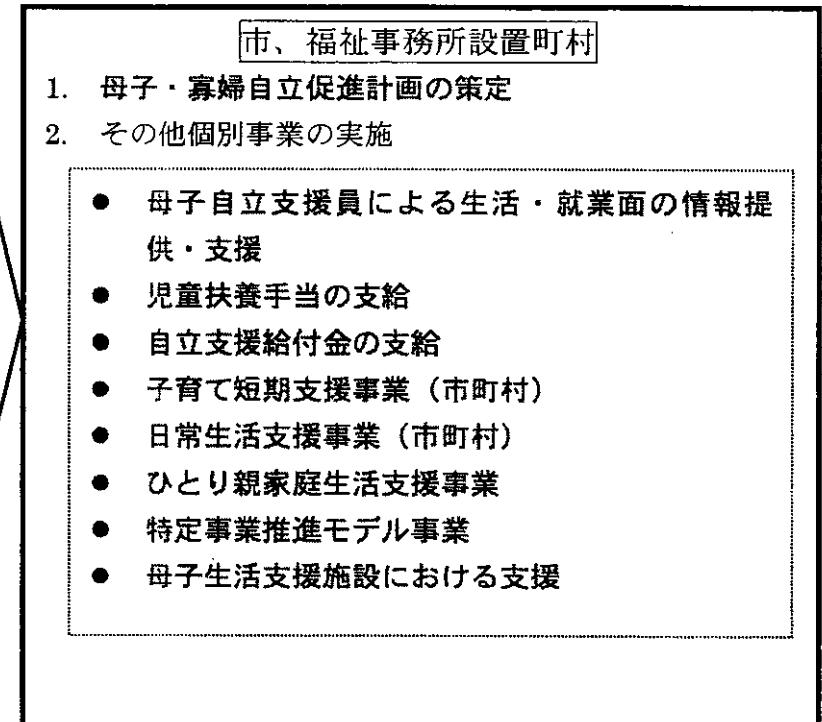
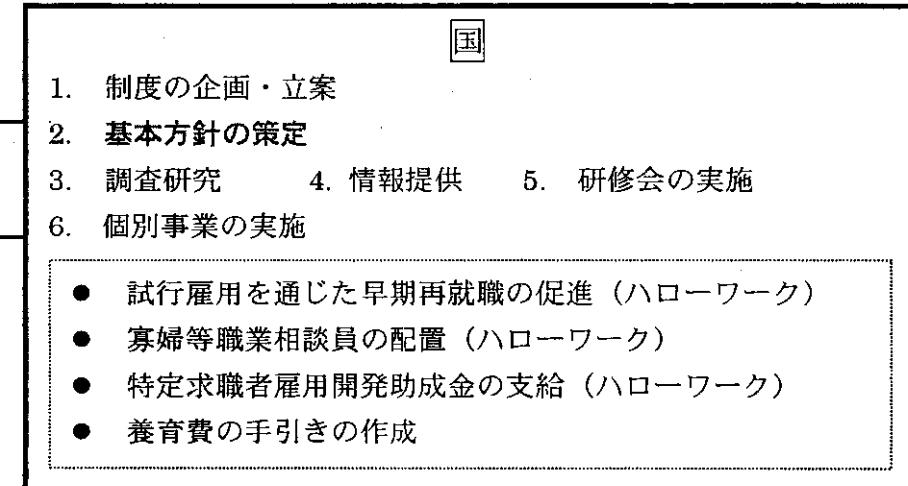
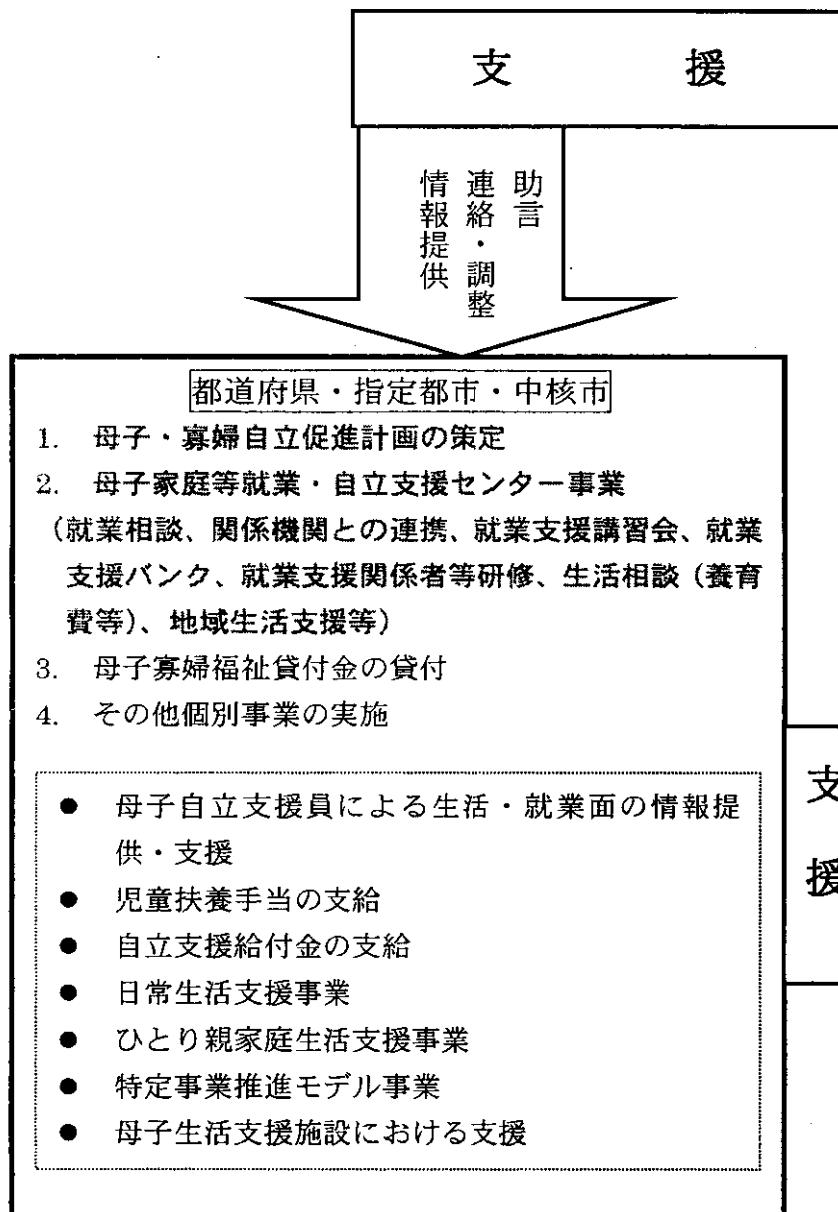
自立支援体制の整備

- ① 国の基本方針の策定（改正母子寡婦福祉法に基づき15年3月に告示）
- ② 都道府県、市等における自立促進計画の策定（国の策定した基本方針に基づき、都道府県、市及び福祉事務所設置町村において作成）

母子福祉団体への支援

- ① 公的施設内に売店等の優先設置（国、自治体等における母子福祉団体から売店、理容所、美容所等の設置申請があった場合の許可の努力義務）
- ② 事業開始・継続資金の貸付（母子寡婦福祉貸付金）
- ③ 優先的な事業発注（国及び地方公共団体の母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注機会増大への配慮）

母子家庭等対策の推進について



母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の概要

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進。

1 概要

(1) 子育て・生活支援

- ①子育て短期支援事業の法定化（親の残業、病気などの場合に実施する児童のショートステイ・トワイライトステイ事業を法定化）
- ②日常生活支援事業の拡充（母子家庭の母等に対する家事や育児支援等）
- ③保育所の優先入所（市町村は、保育の実施に関し、特別の配慮をしなければならないこと）

※父子家庭についても上記の事業の対象として明示

(2) 就労支援

- ①都道府県による相談、職業能力の向上等総合的な就業支援事業（母子家庭等就業支援事業）の創設
 - ・母子福祉団体における就職情報の提供や無料職業紹介等
- ②母子家庭の母の能力開発のための給付金（母子家庭自立支援給付金）
 - ・自立支援教育訓練給付（職業能力開発のための講座の受講料の一部を支給）
 - ・母子家庭高等技能訓練促進費の給付（経済的自立に効果的な資格を取得するための修学にあたって、生活費の負担軽減を図るため支給）
- ③母子家庭の母の公共的施設における雇入れの促進と公共職業安定所における情報収集・情報提供その他必要な措置

(3) 養育費の確保

- ①養育費に関する規定の創設（養育費支払いの義務の明確化等）
 - ・児童の親の扶養義務の履行への努力と、監護しない親の履行の確保への努力を規定
 - ・国・地方公共団体の養育費確保のための環境整備に関する責務等を規定

※この規定の趣旨を踏まえ、養育費のガイドラインを作成

- ②扶養義務の履行確保に関する施策のあり方についての検討

(4) 経済的支援

①母子寡婦福祉貸付金の充実

- ・児童に係る資金について、児童本人に対する貸付を創設
- ・児童扶養資金の減免制度

②児童扶養手当制度の見直し

- ・手当の受給期間が5年を超えるときは、政令で定めるところにより手当額の一部を支給しないこととすること
 - ※障害や疾病を有する場合には、一部支給停止を適用しない。
 - ※0～3歳未満の児童を養育する際には十分に配慮
 - ※法施行後5年後を目途に適用
 - ※各種施策の進展及び離婚の状況などを踏まえ、関係政令を制定
- ・手当の請求期限（5年間）の撤廃

(5) 国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備

①国の基本方針

②都道府県・市等の自立促進計画

2 施行期日

平成15年4月1日

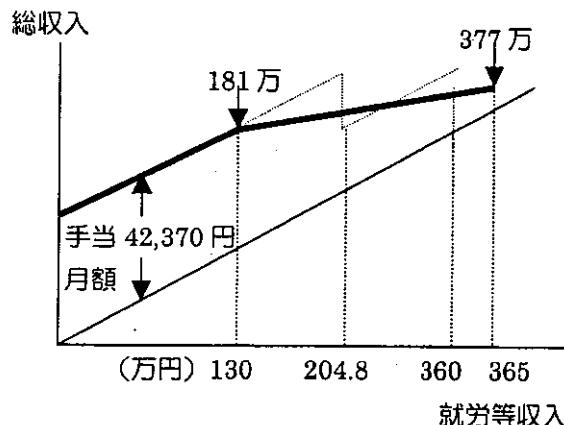
母子寡婦福祉法等の改正の概要と対策の実施時期一覧

平成14年度実施

(平成14年度予算に基づき実施)

児童扶養手当制度（8月実施）

- 所得額と手当額の関係や所得の範囲の見直し



母子寡婦福祉貸付金

- 技能習得資金の一時貸付の充実
- 特例児童扶養資金の創設（児童扶養手当制度の改正に伴う貸付金）

平成15年度実施

(母子寡婦福祉法、児童扶養手当法、児童福祉法の一部改正とそれに基づく予算措置で実施)

子育て支援策

- 保育所の優先入所の法定化等

就業支援策

- 母子寡婦団体における就職情報の提供や無料職業紹介の実施等

養育費の確保

- 養育費支払いの責務の明確化等

母子寡婦福祉貸付金の拡充

- 児童本人に対する貸付を創設
- 児童扶養資金の減免制度の導入（14年度の改正に伴うもの）等

児童扶養手当制度の見直し

- 支給期間と手当額の関係の見直し
受給期間が5年を超える場合手当の一部支給停止
 - ・3歳未満の児童の養育への配慮
 - ・障害者など自立困難者への配慮
- 認定に係る請求期限の廃止等

施行5年後頃

- 平成15年度の法施行後5年後を目途に適用。そのための関係政令を3～4年後を目途に制定

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護し、養育している母又は養育者。

3. 予算額

（15年度）

2,593.7億円

4. 手当の支給主体及び費用負担

- 昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 費用負担……国 3/4 都道府県、市等 1/4

- 昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）

支給主体……国 費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

- 児童1人の場合

全部支給 42,370円

一部支給 42,360円から10,000円まで

- 児童2人以上の加算額

2人目 5,000円

3人目以降1人につき 3,000円

6. 所得制限限度額（収入ベース）

- 本人

全部支給（2人世帯） 130.0万円

一部支給（2人世帯） 365.0万円

- 扶養義務者（6人世帯） 610.0万円

7. 平成15年3月末受給者数

総 数	生別母子世帯		死 別	未 婚 の 母子世帯	障 害 者 世 带	遺 棄 世 帯	その他の 世 带
	離 婚	そ の 他					
823,359	725,767	1,412	9,497	60,260	2,880	6,565	16,978

平成15年度母子寡婦対策関係予算の概要

厚生労働省関係

(平成14年度予算額)	(平成15年度予算)
2, 693 億円	2, 700 億円

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進する。

1 母子家庭等の子育てと生活の支援	1, 737百万円
(1) 子育て短期支援事業の拡充（子育て支援短期利用事業の名称変更）	273百万円
児童を福祉施設で一時的に預かる事業（ショートステイ、トワイライト）や養育上の問題を抱える家庭を訪問し支援する事業を実施しているところであるが、ショートステイの対象として保護者の疾病、仕事等に加え、新たに育児不安、看病疲れなどによる身体的、精神的な負担を軽減する場合などにも広く利用できるようにする。 ・補助率の引き上げ（1／3 → 1／2）	
(2) 日常生活支援事業	346百万円
①日常生活支援事業の拡充（介護人派遣事業を名称変更）	161百万円
母子家庭の母等が、自立するための就学や疾病などにより一時的に介護、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。 ・補助基準額の引き上げ（家事援助について介護保険に準じて設定）	
②ひとり親家庭生活支援事業の拡充（生活指導講習会事業の組替え）	185百万円
ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助（ホームフレンド）、情報交換の場の提供など各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択的に実施するとともに、新たに母子の健康上の問題について適切なアドバイスを行う健康支援事業を追加する。	
(3) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の創設（新規）	48百万円
母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する事業を創設する。 ・実施か所数 16か所	

(4) 母子生活支援施設の保育機能の充実（新規） 73百万円
〔母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。
・実施か所数 48か所〕

2 母子家庭等の自立のための就業支援 2,651百万円
(1) 自立支援給付金の創設（新規） 1,318百万円
母子家庭の母の就業を促進するため、地方公共団体における相談を踏まえて、訓練を行う母子家庭の母及び母子家庭を雇用する事業主に対する給付金制度を創設する。

①自立支援教育訓練給付 1,121百万円
〔地方公共団体が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に、受講料の一部を支給する。
・受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）〕

②母子家庭高等技能訓練促進費の給付 116百万円
〔介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付を行う。
・修業期間の最後の1／3の期間（12ヶ月を限度）・月額10万3千円〕

③常用雇用転換奨励金の給付 81百万円
〔母子家庭の母を新規にパートタイムとして雇用し、OJTを実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。
・1人当たり30万円〕

(2) 母子家庭等自立促進対策事業費（新規） 741百万円

①母子家庭等就業・自立支援センター事業の創設 701百万円
〔母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供する。また、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等の地域生活の支援や養育費の決めを促進するための専門相談を実施する。
・実施か所数 95か所〕

②特定事業推進モデル事業 40百万円
〔母子家庭の母の就業機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するためのモデル事業を実施する。
・実施か所数 10か所〕

(3) 試行雇用を通じた早期就職の促進（新規）	583百万円
母子家庭の母等に実践的な能力を取得させ、早期就職を促進するため、短期の試行雇用を実施する。	
(4) 母子家庭等自立促進基盤事業費	8百万円
① ブロック別研修会	
母子家庭等の自立促進を図るため、（財）全国母子寡婦福祉団体協議会が主催する、特に就労対策を中心としたブロック別研修会を開催する。	
② 就労促進情報収集事業	
就労関係の情報収集等を行うとともに、民間企業経営者等に母子家庭の理解と認識を深めてもらうための連絡会議を開催する。	
3 子どものための養育費の確保（新規）	6百万円
養育費の取決めを促進するためのリーフレットの作成	
親の扶養義務について周知するとともに、養育費の取決めに関する社会的気運の醸成を図るため、国においてリーフレットを作成する。	
4 自立を支援する経済的支援	265, 399百万円
(1) 母子寡婦福祉貸付金の充実	6, 030百万円
・児童に係る資金について、児童本人を借受人に拡大	
・就学支度資金の限度額の引き上げ（3年計画）	
・技能習得期間中における貸付限度額の引き上げと単独貸付の実施など生活資金の拡充	
・母子福祉団体の貸付対象事業の拡大	
・事業開始資金の対象として母子家庭の母等が共同して起業する場合を追加	
(2) 児童扶養手当	259, 369百万円
物価スライドの取り扱い（平成15年10月実施）	
平成15年度における児童扶養手当の物価スライドについては、公的年金と同様、平成14年分の物価指数の下落分（マイナス0.9%～1.0%の見込み）の改定とする。また、平成14年の制度改革の実施により、手当額が減額となった受給者が多いことから、減額の影響を踏まえ、物価スライドの適用を半年見送り、改定は平成15年10月から実施する。	
△0.9%の場合	
児童1人 全部支給（月額）42, 370円 → 42, 000円	
一部支給（月額）42, 360円～10, 000円	
→ 41, 990円～9, 910円	

5 自立支援体制の整備

229百万円

母子家庭等福祉施策の展開を支援する体制の整備（新規）

〔都道府県が市及び福祉事務所を設置する町村における母子家庭等福祉施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する。〕

6 施設の整備

（社会・援護局に一括計上）

母子生活支援施設の母子家庭等子育て支援室加算の創設

〔母子生活支援施設において、保育機能の充実を図り、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより、その自立を支援するための子育て支援室を整備する場合の費用を補助対象とする。〕

7 寡婦等職業相談員の配置

（職業安定局に一括計上）

〔母子家庭の母等及び寡婦に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に寡婦等職業相談員を配置する。〕

8 特定求職者雇用開発助成金の支給

（職業安定局に一括計上）

〔母子家庭の母など就職が困難な者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給する。〕